

● 記載例

(退職等による一括徴収)

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

◎用紙が足りない場合は、コピーまたは磐田市ホームページからダウンロードしてご提出してください。

※市処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
-------	----------------------

(あて先) 磐田市長 令和 3年10月23日 提出	給与特別徴収義務者(給与支払義務者)	所在地 〒438-0077 磐田市国府台3-1	この届出に係る連絡先	係 給与係	特別徴収義務者指定番号	199999
		フリガナ 磐田(株) 代表取締役 磐田太郎 氏名 山本光 電話 0538 37-4826		宛名番号	1234567	
給与所得者		フリガナ ナカイズミ ハナコ	旧姓	異年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	中泉 花子	二宮	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	1月1日から退職時までの給与支払総額
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 47年4月1日		円	円	円	円
個人番号			121,000	41,000	80,000	1,890,100
1月1日現在の住所	磐田市見付4		6 月分			控除社会保険料額
現在の住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 磐田市千手堂10		9 月分			218,000

◎個人事業主は「法人番号又は個人番号」欄に個人番号を左側1文字空けて記載してください。

◎法人の支店や工場などで本店にのみ法人番号が付与されている場合は、本店の法人番号を記入して下さい。

●一括徴収の届出書

12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします。(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします。)(注1)
1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(注2)

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定日	徴収予定額	上記(ウ)と同額	一括徴収した税額は
① 異動が12月31日以前で本人から申出有 令和 3年10月1日申出 (注1)		10月25日	80,000		10 月分 〔納期限 11月10日〕 と合わせて納入します
2. 令和 年1月1日以降に退職 (注2)					
一括徴収できない理由					
1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 2. その他 ()					

●転勤等による特別徴収届出書 (転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)

月割額 [] 円を [] 月分から徴収し納入する。	給与特別徴収義務者(給与支払義務者)	所在地 〒	特別徴収義務者指定番号	新規の場合 (新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合)
給与支払方法及びその期日	フリガナ 代表者の職氏名 法人番号又は個人番号	係この届出連絡先に	氏名 電話	指定番号の事前連絡 納入書
				要・不要 要・不要

◎新勤務先で受給者番号(整理番号)があれば記入してください。(受給者番号)

A欄 転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、C欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。

B欄

C欄

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

「徴収済月」欄に記入する月	
(納期限) (月)	(納期限) (月)
7/12 → 6月分	1/11 → 12月分
8/10 → 7月分	2/10 → 1月分
9/10 → 8月分	3/10 → 2月分
10/11 → 9月分	4/11 → 3月分
11/10 → 10月分	5/10 → 4月分
12/10 → 11月分	6/10 → 5月分